

告 示

埼玉県告示第六百六十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十九年五月二十四日認可した。

平成二十九年五月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

荒川右岸用排水土地改良区

二 事務所所在地

川越市